

提 案 理 由 の 要 旨（後送分）

提案いたしました案件につきまして、その理由をご説明申し上げます。

- 同意案第 27 号は、上越市教育委員会教育長の任命についてであります。

上越市教育委員会教育長 早川 義裕 氏は、本年 7 月 26 日をもって任期満了となるため、その後任として、佐藤 理仁 氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- 同意案第 28 号は、上越市教育委員会委員の任命についてであります。

本年 7 月 26 日をもって任期満了となります上越市教育委員会委員 金子 詩織 氏を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- 同意案第 29 号は、上越市公平委員会委員の選任についてであります。

本年 7 月 25 日をもって任期満了となります上越市公平委員会委員 上野 有紀 氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項により、議会の同意を求めるものであります。

- 同意案第 30 号は、上越市固定資産評価員の選任についてであります。

固定資産を適正に評価し、かつ、市長が行う価格の決定を補助させるため、税務課長 歌川 正 を上越市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- 諮問第 1 号から諮問第 6 号までは、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本年 9 月 30 日をもって任期満了となります 6 名の人権擁護委員のうち、江村 由美子 氏、山岸 喜一 氏及び竹田 博史 氏については引き続き、また、高島 文子 氏、宮下 礼子 氏、平野 智之 氏の後任として、近藤 芽美子 氏、町村 裕子 氏、大竹 小百合 氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

説明は以上であります。慎重ご審議の上、速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。